

富士見市と跡見学園女子大学との包括連携に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と跡見学園女子大学（以下「乙」という。）は、包括連携に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、地域社会及び学術研究の発展並びに施策の充実のため相互に協力し、地域の活性化と人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に協力するものとする。

- (1) 学校教育、生涯学習、文化・スポーツに関する事項
- (2) 社会福祉に関する事項
- (3) 商業及び観光の振興に関する事項
- (4) 地域コミュニティに関する事項
- (5) 国際交流に関する事項
- (6) 地域の環境に関する事項
- (7) 学術研究及び人材育成の振興に関する事項
- (8) その他上記の目的に関して、甲及び乙が協議して必要と認められる事項

（協議事項）

第3条 連携協力事業の具体的事項については、甲及び乙が個別に協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して3年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新も同様とする。

（疑義等の処理）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年4月6日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1 乙 東京都文京区大塚一丁目5番2号

富士見市

跡見学園女子大学

富士見市長 星野 光弘

学長 小仲 信孝